

政治と宗教研究会より

# イギリス公定教会体制の形成と変容

State Church & voluntary denomination <

眞鷗 修

はじめに—題題の所在

西欧における国教会制度を考える一つの素材として、イギリスの公定教会体制を取りあげたいと思ふます。その際、イギリス公定教会体制の歴史を、Anglicanisation（国教体制化）と De-Anglicanisation（脱国教体制化）による視角から捉えてみたいと思ふます。

しかしその前に、イギリスの教会・国家関係の特質について、若干の考察を加えることから入っていきたいと思ふます。

丁寧の體験へ

イギリスの教会・国家関係を理解する際に、最も大きな障害となつてゐるのが、日本における「イギリス国教会」という呼称ではないかと思われてなりません。the Church of England や、「イギリス国教会」もしくは「英國國教会」と訳すことは、二重の意味で誤りだと思うからです。第一に the Church of England は、たしかにイングランドにおいて現在 the established Church（公定教会）なのですが、アイルランドにおこなは、アングリカン・チャーチを、グラッドストーンが首相の時です

けれども、一八六九年に de-established、「非国教化」といいますか「非公定化」したわけです。ウェーラーズに關しては、一九二〇年にやはり「非公定化」した。スコットランドにいたっては、イギリスと合併する以前から the Church of Scotland が the established Church だったわけです。「公定教会」であるのは、イングランドだけである。the established Church を「国教会」と訳すことはやはり問題があるだうと思います。

第一に、イギリスの教会は国家によつて設立されたわけではなく、國家の一部門として存在したわけでもなく、まつたく別個の組織として存在してきたのです。おひじいえは、今日 the Church of England は、イングランドにおいても公定教会としての外觀を保つていていますが、実態はほとんどデノミネーションの一つとしてしか存在していないのではないかと思ひます。

そもそもイギリスにおいて、State Church（国教会）といえるものが存在したのかどうかと考へてみると、王政復古後イギリス国制をアングリカナイスしていく段階においては、法的には State Church では

なかつたけれども、実質的に State Church の時代がずっとづいて、少なくとも十九世紀の三〇年代まではそうであったといえるかと思います。しかし、一八二八年以後の諸法律を通じて、イギリス国制をどんどんディアングリカナイズする」とによつて、the Church of England が從来有していた諸特權がほとんど剥奪されてしまいました。それ以後、ほとんど教会は自由献金制度によつて、あるいは中世以来の基金によつて運営されるようになつてきており、最近ではもっぱらボランタリーな献金によつてのみ運営されております。国家からの財政援助をまつたく受けておらず、メンバーの自発的な献金によつて運営されています。

また the Church of England の最高決議機関は、平信徒と聖職者の代表からなる総教会会議 (general synod) というデモクラティックな機関によつて決定されるようになっています。すなわち、かつてのようになく国王が head もしくは governor としてイングランド教会に対しての主権、最高権 (supremacy) を有してゐるのではなく、総教会会議のほうに最高権が移行しております。」

が、その高位の二十四人のビショップとカンタベリーとヨークの大司教二人の合計一十六人に對し、上院 (the House of Lords) に議席を与えられており、聖職貴族 (lords spiritual) といわれております。それ以外の世襲貴族と一代貴族たちは lords temporal で、それ以外に法官貴族 (lords law) がいます。これも一九一一年の the Parliament Act で、ほとんど上院の実質的権限を剥奪されております。さらに上院自体が非常に形骸化していくと、聖職貴族がなんらかの強い影響力を行使する場ではなくなつております。ほとんど飾りものになつてきて、憲法上廢止ないしは改革をめぐつて議論が起きているわけです。一九九七年初頭の段階で、総数で千二百五人の上院のロードがいるのですが、聖職貴族が二十六人、法官貴族が二十人、世襲貴族が七百七十七人、一代貴族が三百八十二人、議席を有しております。一九五八年以後、一代貴族たちも上院に議席を有するようになつたわけです。トーリーの影響力が強く、コンсерバティブの側に属しているのが四百八十六人、レイバーは百三十一人、クロス・ベンチャー

いう観点からいつても、もはや今日では公定教会も外觀にすぎず、実体はかなりボランタリー・アソシエーションとしてのデノミネーションに近づいてきているのではないかと思います。これには異論があるかと思ひますが、後でお話しします。

具体的に、いまはイングランド教会に残されている公定教会としての権利と義務は、次のようなもののみです。第一に、英吉利・チャーチの中に王室の紋章 (the Royal Coat of Arms) が掲げられてゐることです。第二に、全聖職者が国王（女王）に対する忠誠の宣誓 (oath of allegiance) を行なわなければならぬとそれであります。第三に、從来は出生・婚姻・死亡すべてアングリカン・チャーチに届け出ないと法的効力をもちえなかつたのですが、それが十九世紀に変更されたのです。ですが、今日なお、登録官の立ち合いなしにイングランド教会の牧師が民事法上の婚姻を執行しうる、それに、イングランド教会には主教が四十三人いるのです

ズ（おもに公認していない）とそれ以外の者が五百人ぐらいいおります。毎日登院してものをこなしているのは、みんな保守派のようや。

最後に、the established Church の由緒の特徴として、わざとやつかいなのですが、「イングランドに住むすべてのイギリス市民は、法律上ではないが事実上、the Church of England のメンバーである」とされてゐるそうです。本人はメンバーのつもりでなくても事実上そうなつてゐると云ふことだそや、これが一番大きくthe State Church 以来の名残です。実態は、イギリスは五千数百万人いますが、イングランドに居住する人口は四千八百万人で、そのうち民間の世論調査によつて自らアングリカンであると答えたものは、三七%、約千八百万人です。その千八百万人のうち、教会活動に参加したり礼拝に出席しているのは一一%、一千百万人未満といふ状況です。

こうした現状をふまえたうえで、もうひとつ誤謬ではないかと思われるところで、日本の憲法学会あるいはアメリカの学者たちもそうなのですけれども、教会たちには異論があつた思ひますが――。

① State Church と established Church  
この二つがどうたゞんで違うのか、どう位置づけられるのかと云ふふうにして少しだけお話ししたいと思ふ。

最近イギリスから出た *The Encyclopedia of Politics and Religion*などをみると、State Church と modified version ふつて established Church が位置づけられておられます。私が State Church の上位類型として established Church を捉えていたのですが、最近 established Church のほうが上位概念で、State Church がその下位類型で、しかもスペシャル・バーが付くのであると捉えただろうがよふのではないかと思つておつぱになつました。

合には法的・財政的支援、助成を受けながら教会が営まれてゐるのに對して、イギリスの場合、一切財政的支援が行なわれていない」とからしても、イギリスは国教会型よりもむしろセパレーショニン型に近いのではないかと思うのです。無論、憲法学の方たちには異論があつた思ひますが――。

国家が特定の宗教を、優遇したり保護したり公認したり establish すると考えた場合に、さまあまな宗教の保護・優遇といった公定の中で、たつた一つの宗教ないしは教会だけを保護し、それに対し排他的に特權を付与するところの場合が State Church であろう。されば、他の State Church 以外の宗教・教会を排除する、なれば抑圧する、非特權的な地位に押しやる場合、それが完全な国教会制、the full establishment ええます。が、あるところでは exclusive な establishment の類型として、State Church を考へるぐあぢはないかと思ひます。

それに対し、たつた一つの教会ではなくて、ドイツのように現在は二つの宗教団体ですけれども、それを助成し支援・優遇する場合、インフォーマルな establishment (公定) のあり方だと思います。かかる宗教を優遇しない場合がセパレーショニンなのですが、たつた一つを優遇する場合が State Church で、これが排他性が最も強いケースです。もう少し複数の教会を保護し優遇していく場合、あることはめつと多くの宗教を

国家関係を分類する際に、政教分離型・セパレーショニ型と、もうひとつが State Church 型・国教会型、あるいは中間型の三分類をして、イギリスはいつも国教会型に分類されております。しかし、イギリスの実態をみた場合に、はるかにイングランド教会が有する特權が少ない、あるいは特權が奪われているということが顕著な特徴であります。例えばドイツのカトリック教会と福音主義教会に対しても、州の徵税機関が教会税を代行徵収し、また憲法上、公立学校において宗教教育を認め、それに援助を与えるという形で、イギリスよりはるかに大きな法的特權を有しているわけです。無論、ドイツは中間型ですけれども、二つの両大教会は公法上の団体という資格を得てゐるのです。

中間型であるドイツの教会よりもはるかに非特權的なイギリスの現在のイングランド教会が、なおかつ国教会型に分類されることは果たして妥当なのだろうかといふことを、私は常々疑問に思つております。現状においても、教会の運営をみても、ドイツの教会の場

優遇していく場合を考えていくる。established Church の場合は、one/few/many 位までは、フォーマルな形ではないにしる、インフォーマルな形での establishment というのが実態としては存在しているのではないかと思ひます。そして大陸ヨーロッパでは、フランスを除いてほとんどの State Church ではないにしる few か many で、特にオランダの場合には many の類型に近い establishment だと思ふまわ。オランダの憲法上は政教分離をうたって居るのでされども、実態はかなり多くの宗教に財政的支援をし、いかなる宗教教育を子供に施すかは、親の権利として憲法上で認められて、many の方までいくつある。ところが、先程の三類型に戻ると、オランダは政教分離型・セパレーション型なのです。つまり、one/few 辺りまではつもありしないのですが、many までもみると、全部保護することはこれも一種のセパレーション類型に近づくわけです。かつてアメリカ合衆国連邦裁判所決ですべての宗教を保護する」とも establishment の解釈の一つとしてあげておりますが、ある意味で非常に inclusive と公定していく

結果として分離に近い状態になるのではないかといふことを考えております。イギリスは、現在明らかに few の公定であり、実態としてはとんと many の公定に移つてゐる。ドイツは few なのですが、建て前上は many のような状況のようです。緩やかな establishment といふとでは、現代イギリスでは、カトリック教会もまた広い意味で established Church だと云う論者もありますので、それほど珍奇な説ではないと思ひます。

（三）国会と教会の背理的結合

ういう体制だったのではないかと思います。

（三）国会と教会の背理的結合

優遇していく場合を考えていくる。established Church の場合は、one/few/many 位までは、フォーマルな形ではないにしる、インフォーマルな形での establishment というのが実態としては存在しているのではないかと思ひます。そして大陸ヨーロッパでは、フランスを除いてほとんどの State Church ではないにしる few か many で、特にオランダの場合には many の類型に近い establishment だと思ふまわ。オランダの憲法上は政教分離をうたって居るのでされども、実態はかなり多くの宗教に財政的支援をし、いかなる宗教教育を子供に施すかは、親の権利として憲法上で認められて、many の方までいくつある。ところが、先程の三類型に戻ると、オランダは政教分離型・セパレーション型なのです。つまり、one/few 辺りまではつもありしないのですが、many までもみると、全部保護することはこれも一種のセパレーション類型に近づくわけです。かつてアメリカ合衆国連邦裁判所決ですべての宗教を保護する」とも establishment の解釈の一つとしてあげておりますが、ある意味で非常に inclusive と公定していく

結果として分離に近い状態になるのではないかといふことを考えておりまよ。

イギリスは、現在明らかに few の公定であり、実態としてほとんど many の公定に移つてゐる。ドイツは few なのですが、建て前上は many のような状況のようです。緩やかな establishment といへりとでは、現代イギリスでは、カトリック教会もまた広い意味で established Church だといふ謂者もありますので、それほど珍奇な説ではないと思ひます。

それでは、最も典型的な State Church となるのを考えた場合に、なにがあるだらうと思つたのですが、ドイツの領邦教会 (Landeskirche) がそれにあたるのではないかと今のところは考えております。これは、領主 (Landesherr) が教会の外的事柄を律する教会高権 (Kirchenhoheit) を有していたわけですが、それのみならず、教会内的事柄、教会内部の教義、人事に関する事柄までも左右する権力を有していたわけです。ドイツは、小領邦国家に分裂していますので特定するのが困難なのですけれども、プロイセンの絶対主義期にはそ

一つには、最も典型的に融合していいう結果になつたのは、イギリスにおける civil war の時期、それから十九世紀以後のイギリス、ドイツにおいては、一八七三年から八一年の文化闘争期においてです。国家と教会という、人間の最も強烈な忠誠を要請する二つのものが結びつく、そのことの意味というか目的は何なのかということを考えた場合に、政治の側での宗教の利用は、それはむろん宗教によって権力を正統化してもらう、さらには、国民統合ないしは社会統合を宗教の利用によって強化するということがあげられると思

受することも目的かとは思いますが、それ以上に社会的な信用を強化していくことによって、複数の宗教が競合する中で、宗教的自由市場におけるシェアを国家権力のお墨付きによって拡大する、ひいては独占をねらう。宗教的自由の存在しない段階でフリーマーケットが存在するはずないので、あくまでも論理的レベルでの話であります。そういうことを意図して両者が結合するとしても、帰結は必ずしも思い通りにはならないということが歴史的にはいえるかと思います。なぜそうならないかといふことを考えると、宗教の場合には、宗教それ自体は religious community の religion だつたのですが、國家ないしは権力と結びつくることによって、political community の community-cult 化、共同体祭祀化せざるをえない、例えば国王の権力を寿いだり褒めたたえたり、あるいは国民に国王への忠誠を説いたりという形で、religious community の religion が本来もつていたアイデンティティがどうしても変質していく、その結果として宗教のアイデンティティ・クラシシス

が起きる。それは、キリスト教の場合でも、コンスタントイヌス大帝によるミラノ勅令後の公認、それにはその後の皇帝たちによる国教化の中で生じていったことであるし、*enfin* Church of England の場合にもそういうことが起きた。宗教自体がもつていた本来の純粋性が低減するにつれて、社会的信用も低減する。その結果として、独占的な地位あるいは寡占的な地位か、*enfin* をどんどん縮小していくというマイナスの結果に終わらざるをえない。他方の政治の側では、political dissenters が同時に religious dissenters になってしまった。国家が特定の宗教を保護し優遇することによって、国家に対する反対者はその国家の保護する宗教に対する反対者にもなってしまう。これはイギリスのピューリタン革命期あるいはドイツの文化闘争期においてもいえるかと思います。

こうして、ポリティカル・コモンスティの中の政治的分裂線と宗教的分裂線とが一致する」とによつて、社会的亀裂を一層増幅させていく。その結果として、が起きた。それは、キリスト教の場合でも、コンスタントイヌス大帝によるミラノ勅令後の公認、それにはその後の皇帝たちによる国教化の中で生じていったことであるし、*enfin* Church of England の場合にもそういうことが起きた。宗教自体がもつていた本来の純粋性が低減するにつれて、社会的信用も低減する。その結果として、独占的な地位あるいは寡占的な地位か、*enfin* をどんどん縮小していくというマイナスの結果に終わらざるをえない。他方の政治の側では、political dissenters が同時に religious dissenters となってしまった。国家が特定の宗教を保護し優遇することによって、国家に対する反対者はその国家の保護する宗教に対する反対者にもなってしまう。これはイギリスのピューリタン革命期あるいはドイツの文化闘争期においてもいえるかと思います。

こうして、ポリティカル・コモンスティの中の政治的分裂線と宗教的分裂線とが一致する」とによつて、社会的亀裂を一層増幅させていく。その結果として、が起きた。それは、キリスト教の場合でも、コンスタントイヌス大帝によるミラノ勅令後の公認、それにはその後の皇帝たちによる国教化の中で生じていったことであるし、*enfin* Church of England の場合にもそういうことが起きた。宗教自体がもつていた本来の純粋性が低減するにつれて、社会的信用も低減する。その結果として、独占的な地位あるいは寡占的な地位か、*enfin* をどんどん縮小していくというマイナスの結果に終わらざるをえない。他方の政治の側では、political dissenters が同時に religious dissenters となってしまった。国家が特定の宗教を保護し優遇することによって、国家に対する反対者はその国家の保護する宗教に対する反対者にもなってしまう。これはイギリスのピューリタン革命期あるいはドイツの文化闘争期においてもいえるかと思います。

逆にいえば、例えばポーランドのカトリック教会のことを考えると、ポーランドはドイツ、ロシア、オーストリアによって三分割されたわけですが、三分割されたポーランド国民を結びつける唯一のネットワークがカトリック教会だったわけです。それによつて、国民の間でカトリック教会に対する忠誠心が低減しなかった。つまり、national identity あるいは cultural identity を担保する存在として機能してきたのです。それが一九四五年以後の社会主義体制のもとにおいても、反共主義もしくは反社会主義国家という政治的反対派の結集点となりえた。逆にいって、そのことによつてポーランドカトリック教会が、権力と敵対とはいわなじまでも遠ざかるといふじよつて、社会的な incredibility

を高め、多くの国民の信仰心をつなぎ止めることがでいたのではないかと思います。

ポーランドのカトリック教会と逆なのが、イギリスとドイツなのではないかと思います。また、イギリス・ドイツ型なのが、フランコ体制下におけるスペインのカトリック教会であり、あそこもカトリック教会がフランコ体制に対する正統化、国民へフランコに対する忠誠を説くことによって、スペインの民衆がカトリック教会からどんどん離反していくのです。反フランコ派が同時に反カトリック派・反教権主義の側にまわる。イギリスとドイツを比較しつつ、こうふうことを将来考えてみたいたいと思いますが、いまは勉強が追いつかず仮説の提示の段階です。

次に、制定法に即して、イギリスにおける State Church から voluntary denomination へという歩みを考えてみたいと思ひます。なぜ「んな」と考へたかといふおもと、三日前まで読んでいた本が *The Transformation of Anglicanism from State Church to Global Community* などはまだ護教的色彩の強い本だった

のですが、たしかに各国の聖公会の連合体としての Anglican Communion と云ふものを形成して、十年に一度ランベス会議という大会を形成していますが、少なくともイギリス国内に限つていえば、やはり数ある諸宗教のなかの一つの宗派の地位へと変質していった。イギリス国教会が嫌うカトリックの用語を用いると、実体変化 (transubstantiation) していったということを述べたのですが、現代のところまでお話しするだけの勉強ができず十九世紀で終わっています。

## 一 イギリスの公定教会体制

### ① Anglicanisation

イギリスにおける Church of England の歩みですが、Church of England by law established へ一六〇四年のカノン法によって規定されました。実質的に公定化といふか、イギリスの国制、constitution のアングリカナイゼーションが試みられたのは、どうまでもなくヘンリイ八世以後であると思います。ただ、それがなかなか確固としたものにならず、王制復古後、とりわけ名譽

革命以後確立したのではないのかといえるかと思います。現在のイングランド教会のカノン法は、一九六二年に制定されたものですが、そこでは Church of England according to the laws 云々と變わっていますが、意味上はほとんど同じかと思います。ヘンリー八世の宗教改革に関しては、実体はローマの教皇の主権のくびきから脱したこと、さらにイギリス国内における修道院を解散したこと、この二点につきます。教義、それからイギリス国内の主教制（司教制）には手をつけなかつた。ハイアラーキーという言葉がありますが、今日は比喩的に使っていますが、本来は (hiero-cratic) 聖職者支配です。本来のピエラルビー、ハイアラーキー、大司教、司教、教会教区に牧師がいて、その下に執事がいるという中世以来のカトリック教会の教会支配構造には何ら手をつけることなくそのまま存続させた。ただ、自分自身がイングランドの教会の首長になつたという」とで、首長法 (the Act of Supremacy)、つまり、自分自身がローマ教皇の supremacy を少なくともイングランドの領域内においては確立するという意味だつ

たわけです。ローマの支配を断つために、例えばイギリスの主教たちがローマ教皇にいろいろ訴えることを禁じた上告禁止法とか、聖職者の任命権とか、多くの法律によつて国家を超えた権力であるローマ教皇が支配から脱して、今日の言葉でいえば、主権国家を樹立しようとしたと考えています。

いろいろ不純な動機があつたことはご存じの通りですが、修道院を解散する「どうかわからなくて、むしろ経済的な動機だったのではないか」と思いますが、イギリス全土の四分の一から三分の一といわれる領地を、この修道院解散法によつてヘンリー八世が獲得したのです。そこからあがる十分の一税等が三十万ポンドを超える。当時のイギリスの国家予算が大体十万ポンドだったのですが、その三倍もの収入を得ることができた。ただ、後にこれはどんどん売り払つていって、さらに金にかえていくのですが、そういう経済的な動機も大きかったのではないかと思います。教義的にもカトリックの教義からの離脱もとくに主張するわけでは

ない、ただ、信仰義認論というルター主義の要素を若干取り入れるということを試みておりますが、儀式、教義、制度はほとんど従来の伝統的なカトリック教会のままこれを残すという形に終わつたわけです。

次に、エリザベス一世の場合には、礼拝統一法という形で、非常に混乱していた儀式のあり方、例えばカルヴィニズムの影響を受けた教会や、まだカトリック的である教会などと混乱しておりましたので、一応礼拝統一法 (the Act of Uniformity) を出す。同時に自分自身でなく主教たちに命じて、イングランド教会の信仰箇条ともいふべき「三十九カ条 (the thirty-nine articles)」というものを聖職者会議で決定させ、さらに一五七一年に議会制定法としたわけです。この「三十九カ条」を、日本の聖公会では、聖公会大綱と訳しております。内容的にはかなりプロテスタン化をおし進めておりますが、信仰義認論と予定説を取り入れているにもかかわらず、実際はどうもはつきりしないのです。日本の聖公会の訳が古いので、やつと原文を搜し出して読んでみたのですが、どうもわからない。明確にそれほどブ

ロテスタンントでもないカトリックでもない。これは王制復古後にフッカーたちによつて、はつきりローマとジュネーブの中間、あるいはカルヴァニズムとカトリックとの中間と主張される。ミドルウェイだけれども、実はハーフウェイで、非常に中途半端な教義を制定していく。エリザベス一世自身は、また同時に一五九五年に、ヘンリー八世と同様に首長法 (the Act of Supremacy) を出して、今度は首長 (head) ではなく governor とこうのです。これは統治者法とでも訳すべきなのでしょうが、日本ではその辺が曖昧なままではつきりされておりません。今日でも、国王 (女王) はイングランド教会の governor として存在しているわけです。実態は、現在においては、政治の場でイギリス議会の下院には来なくて、上院にときどき開会の辞を述べて挨拶するだけですけれども、それと同様に宗教の場でも、聖公会大会の開会の時に挨拶するだけで、裝飾的・象徴的な機能を有しているだけです。

その後、中途半端というか、不純な教義のイギリス国教会の purify を求める連中が、国教会内に出てくる

わけです。それが極端な方向にはしつていく。また同時に、もっとカトリックの儀式にかえれ、例えば聖餐式をラテン語でやることをエリザベスは禁じたのですが、なおかつラテン語でやる他のカトリック教会と変わりのないようなものもあるのですから、十六世紀の末に、一方ではピューリタン弾圧法というものを制定し、他方で、カトリック弾圧法というのを制定する。カトリックの反対派の方はレキュザント、プロテスタンの方はディセンターと当時呼んでいたようです。

こうした状況です。

ヘンリー八世とエリザベス一世の間にプラッディー・マリーがいたのですが、いろいろエリザベスがやったことを覆してカトリック化しようとしたのです。それで、もう一度統一令などを出さなくてはいけなかつた。その前にもエドワード王というエリザベスの弟がプロテstant化にはしり、その次に王位を継いだエリザベスの姉のマリーの方がカトリック化にはしめた。それでも一度、統一法を制定したという次第です。王制復古後にまた、宗教的・政治的大騒乱の後

で国王が礼拝統一法を出して、内乱期に廃止された主教制を復活させる。その後、クラレンズン法典といわれるピューリタンというかコンフォーミストを押し弾圧する法律を、つぎつぎと制定していくわけです。

the Corporation Act ところのは、秘密集会禁止法と訳されてくるようですが、ピューリタン諸派の宗教活動を禁ずる目的で制定されたわけです。その翌年の五マイル法は、この礼拝統一法に服事なかつたノン・コンフォーミストの聖職者たちが、その時まで彼らが司牧していた教会の五マイルより外へ立退くようにという政策だそうです。最も大きな意味をもつた王制復古後の法律は、一六七三年に制定された審査法 (the Test Act) で、すべての文官と軍人に對して、まず第一にイングセンターたちを排除したのです。

the Conventicle Act ところのは、自治体法と訳されてくるようですが、ピューリタン諸派の宗教活動を禁ずる目的で制定されたわけです。その翌年の五マイル法は、この礼拝統一法に服事なかつたノン・コンフォーミストの聖職者たちが、その時まで彼らが司牧していた教会の五マイルより外へ立退くようにという政策だそうです。最も大きな意味をもつた王制復古後の法律は、一六七三年に制定された審査法 (the Test Act) で、すべての文官と軍人に對して、まず第一にイングセンターたちを排除したのです。

ランド教会での聖餐を受けさせ、さらにカトリック教会の聖餐に関する中心的教義である化体説、実体変化説を否認させる。それから国王至上権を承認させ、そして忠誠を宣誓しなくてはならないという法律で、これによつてノン・コンフォーミストとカトリックが公的役職につく道を一切閉ざしていつたわけです。ほかにも、イギリス国政をアングリカナイズする制定法があつたのですけれども、先へ進みます。

その後、紆余曲折はあつたのですが、名譽革命の際にオレンジ公ウイリアム（ウイリアム三世）が、the Toleration Act というのを一六八九年に出したのです。

正式には、「イングランド教会に同意しないプロテスタン臣民を、いくつかの法の刑罰から免除する法律」で、具体的には、集会禁止法をこの刑罰から免除させ、五マイル法も除外する。ただ、自治体での役職と文官・軍人に就任するための条件は外さなかつたのです。これによつて、ノン・コンフォーミストの弾圧をやめて、彼らの宗教活動は容認したわけです。しかし、カトリックとユニテリアンは、寛容法の対象から除外さ

れたわけです。完全な意味で全イギリス国民が寛容法の対象となつたわけではありません。ただ、この際にバプティスト、さらにクエイカーをも公認していくつた。実質的には、この頃から複数教会制というものを認めしていく体制になつたのではないかと思ひます。ただ、審査法と自治体法の廃止は十九世紀になつてからです。この後、イギリスの、いわば State Church 期、国教会時代といふものが安定して、ほぼ名譽革命から一八三〇年ぐらいまで、最近の研究者たちはこれを「長い十八世紀」(the long 18th century) といつてゐるのですが、非常に安定した時代です。

この時代の研究が最もそれでいていないのです。研究者の興味を引かなかつたことによつて、研究史の谷間なのです。一方では理神論が横行し、また教会離れが進む、イングランド教会が墮落し腐敗したので有名な時期です。簡単にいいますと、それ以前からイギリス国教会の内部で、プロテstant化をめざすロー・チャーチの党派とカトリック化をめざすハイ・チャーチとの党派的争いが教会内部であつたわけです。それが議

会のなかではホイッグとトーリーが対立するのですけれども、ホイッグがロー・チャーチ、プロテスチント系で、トーリーがハイ・チャーチ側にくつついで、宗教的党派と政治的党派が重なったのですけれども、ホイッグ派が勝利をおさめて、政治的にも教会内部でも安定していった時代だといわれております。この時期が本当の意味でのイギリスにおける State Church の時期なのでないかと思います。

ところが、宗教生活はどうだったかというと、エリザベス一世以来の長い宗教的紛争、また宗教的紛争に由来する政治的対立に倦み疲れて、イギリスが最も非キリスト教化していった時代でもあるのです。一方では理神論が横行し、また他方ではほとんど民衆が教会から離れていく。一つには、教区の教会の半数以上に聖職者がいなかつたのです。ですから、まともな司牧というか、教会員の面倒を教会側がみることができなかつた。なぜかというと、聖職者たちが複数の聖職をかけもちする。これを pluralism といつていますが、現在の政治学における多元主義と同じ言葉ですが、それ

エトロ大聖堂建設資金をローマ教皇にさらに追加献金することによって、教会法の適用を免除してもらつたらどうかとアルブレヒト・フォン・ブランデンブルクに話をもちかけてきたのです。アルブレヒト・フォン・ブランデンブルクは金がないのだけれども、彼が大司教を務める三つの大司教区および兄の領地であるブランデンブルク領で贖宥状を販売するという販売権をフツカーハウスの番頭が与えてもらつて、そこで得た収益の半分をローマ教皇に献金して、あと半分はフツカーハウスの番頭がもらうのですが、その贖宥状販売を金融担保にして、アルブレヒト・フォン・ブランデンブルクに金を貸したのです。ルター自身はそれは知らなかつたようです。だいたい、ローマ教皇に対し、初めて聖職に就任した場合、最初の年の一年分の年収を上納するというルールがあつた。イギリスの場合はどうしたかというと、Governor である国王に上納したのですが、一年分上納してもよほどよいあがりだったようで、無茶苦茶な聖職者の腐敗堕落が進んでいた。ところが一方で、こういう高位の聖職者たちは、たいがい貴族の

が横行したのです。聖職禄兼領と訳されています。いつからこのブルラリズムという語があるのか気になつて調べてみたのですが、ルターは知らなかつたと思ひますが、ルターの宗教改革の原因こそ、このブルラリズムだつた。贖宥状の販売をフツカーハウスが行なつて、ドイツの民衆から金をむしり取つた。それをローマ教皇がサン・ピエトロ大聖堂の建設資金に使つたというのが常識で、それに対して、ルターがローマ教皇の腐敗堕落だと怒つたということなのですが、実際はブランデンブルク選帝侯の弟で、アルブレヒト・フォン・ブランデンブルクという男が、若干二十三才でマクデブルクの大司教だつたのですが、さらにマインツの大司教の座を初年度分の収入をすべてローマ教皇に上納すると約束して手に入れ、さらにもうひとつの大司教の座を手に入れ、三つの大司教を兼ねたのです。ところが、ローマ教会の教会法上、ブルラリズムは禁じられていたのです。ローマ教皇も、さすがに三つは許しがたいということで困っていたのですが、その時フツカーハウスの番頭のようなものが出てきて、サン・ピ

子弟で、複数の聖職を兼ねることによって金儲けしていたのですけれども、最末端の教区牧師の年俸は非常に安かつたのです。この時代は、聖職者間の貧富の差が非常に拡大していったのでも有名です。当時の労働者の年収が約三十ポンドだったそうですが、末端の教区牧師の年俸は、だいたい二十九六十ポンドしかなかつた。つまり、労働者より収入が低い。それに対して主教の側は、七千ポンドを超えるものがいる。これは十八世紀のみならず十九世紀初頭においてもそうであり、十九世紀にいたつては、助任司祭が平均四十ポンドの年収であるのに對し、主教は平均数万ポンド手にしていた。それで複数の教会を兼ねるものですから教区教會に聖職者が不在だつた。一八二七年のデータがあるのですが、五分の三の教区に聖職者がいなかつた。主教たちはほとんどロンドンにいたそうですが、しかし主教たち自身も仕事があるのです。例えば、洗礼や堅信礼などがあるのですが、夏の間四ヵ月ほどやつてきて朝から晩まで仕事をして、あの期間はいなかつたという状況です。non-residence (教区非定住) が、ブ

ルラリズムの結果として当然生じたわけです。

十八世紀後半には、いわゆるメソディズムが勃興する。Evangelical Revival があって、イギリス国教会以外で、宗教復興が起きはじめてくるのです。メソディストたちは、最初はイングランド教会内部の革新運動だったのですけれども、やがて自分たち自身で平信徒たちが巡回して説教してまわる。さらには、回心体験を非常に重視して、プロテstant化の傾向にはじめます。それでとうとう相容れなくなつて、一七九五年にイングランド教会から分離していくわけです。

この当時の社会層を考えてみると、イングランド教会の方は貴族や社会の上層部が主たる基盤であり、それに対してメソディストたちは中産階級や労働者階級で、バプティストは下層、カトリックは最下層です。当時人口増大していた中産階級以下の層で、Evangelical Revival が生じていったのだと思います。非常に腐敗堕落していたイングランド教会側とノン・コンフォーマリストたちの軋轢が増大していったのです。

① De-Anglicanisation  
 ノルマになつてみると、教会の国教会として果たす役割というのは極小化してしまって、De-Anglicanisation が急速に進んできます。つまり、なんらかのプリンシブルがあつて、脱アングリカニズム化を進めたわけではなく、急激に変化した社会の実情が迫つてきたわけです。そして、イギリス国教会に行く者の数が少なくなつてくる、社会が宗教的にブルラルになつてくる。別のいい方をすれば、さきほどの「長い十八世紀」というのは、議会を中心とした政治の自立化過程で、そこで教会の果たす役割というものは低下している。しかもその教会というのは腐敗堕落していて、けれどもバークの書いている通り、国家体制の原則としてはアングリカン・チャーチだったが、事实上は教会といふのは政治的にほとんど意味を果たさなくなつた。その実態にあわせていく改革だったのです。

十七世紀後半以来の公職につくためのハードルであった the Test Act や the Corporation Act を廃止していく一つの理由は、一八〇一年にアイルランドを併合し、

アイルランドにも House of Commons の選挙区をいくつかつくりたのですが、その補欠選挙でカトリックのオコンネルが当選してしまったことです。カトリックですから、当然国王に対する忠誠宣誓はできないわけです。ということは国会議員になれないとこう」とど、この問題を解決するために、審査法を廃止するといつ形で決着をみたわけです。

次に、カトリック解放令（ローマン・カトリック教徒法）ですが、アイルランドからの移民がロンドンや西部を中心に非常に増えたということがあるようです。もう一つは、イングランド教会の聖職者が、「ヨーア・ストリートの無神論の機関」と呼んだ、大学入学条件のない、ノン・コンフォーミストも入れる大学（University college）を設立するようになった。それまで大学教育を受けられるのはアングリカン・チャーチのメンバーだけで、ノン・コンフォーミストとカトリックは大学に入れなかつたのです。入学に際して三十九カ条、聖公会大綱に誓いをたてる、国王に忠誠する、バチエラーの学位を受ける際にも宗教審査がある。オックスブリ

ッジの場合には、毎週礼拝への出席を強制されていた。そもそもオックスブリッジというのは、ジェントルマンの養成と聖職者を育成する機関として存在していたので、初めてノン・コンフォーミストたちに開かれた大学ができたのです。

十分の一税は飛ばしますが、「出生・死亡・婚姻登録法」は、ノン・コンフォーミストたちがアングリカン・チャーチに届け出なくとも役所に届け出れば、法的効力をもつという制度です。埋葬に関しても、自分たちの儀式のやり方で埋葬してよいという法律も後に改正されます。それから、十分の一税以外に Church rate というものがあり、ノン・コンフォーミストにもカトリックに対しても等しく別の教会税がかけられていました。これが怨嗟の的で、教会を維持管理する費用をすべて税金として徴収していたのですが、これをめぐつてグラッドストーンが何度も廃止法案を提出して負けたのですが、やつと一八六八年にこれを廃止する。あとは自由献金によって、アングリカン・チャーチの維持管理を行なうよくなつていつたわけです。

大学も十九世紀末に、入学に関しては条件をほぼ緩和していくのですが、教師および運営管理にあたるスタッフは、アングリカン・チャーチのメンバーでなければなかつたのを廃止して、ノン・コンフォーミストでも大学教師になる道が開かれていきました。

こういう形で、ディアングリカナイゼーションが進んでいったということです。他方で、アングリカン・チャーチ側も改革努力をおし進めていくて、ついに第二次世界大戦後は組織内部を民主化していくて、長老派教会のようなデモクラティックな機関につくりかえて今日に至つているわけです。

(ほしの おさむ／山形大学助教授)

(本稿は一九九九年十二月十六日の研究会での報告内容に、加筆いただいたものです。)